

第三十号議案

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二号）の一部を次のように改正する。

別表（一）中「一、四五六、〇〇〇円」を「一、四六〇、〇〇〇円」に、「一、一八九、〇〇〇円」を「一、一九二、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都知事及び副知事の給料の額を改定する必要がある。